

令和2年第6回にかほ市議会定例会会議録（第5号）

1、本日の出席議員（18名）

1番	齋藤光春	2番	佐々木孝二
3番	小川正文	4番	伊東温子
5番	齋藤聡	6番	齋藤進
7番	森鉄也	8番	渋谷正敏
9番	佐藤直哉	10番	宮崎信一
11番	佐藤治一	12番	佐々木正勝
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	伊藤竹文	16番	佐藤文昭
17番	菊地衛	18番	佐藤元

1、本日の欠席議員（なし）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	山田克浩	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	池田昭一
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	消防長	加藤十二
会計管理者	渋谷憲夫	総務課長	佐々木俊孝
総合政策課長	齋藤稔	監査委員	須藤金悦

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第5号

令和2年9月18日（金曜日）午前10時開議

第1 議案第64号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 第2 議案第65号 にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第66号 にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第67号 市道路線の認定について
- 第5 議案第68号 令和元年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第6 議案第69号 令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第70号 令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第71号 令和元年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第72号 令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第73号 令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第74号 令和元年度にかほ市ガス事業会計決算認定について
- 第12 議案第75号 令和元年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第13 議案第76号 令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について
- 第14 議案第77号 令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第15 議案第78号 令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について
- 第16 議案第79号 令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第80号 令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第81号 令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第82号 令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第83号 物品の取得について
- 第21 陳情第 3号 農産物種子条例の制定を求める意見書
- 第22 陳情第 4号 秋田県主要農作物種子条例の制定をもとめる陳情書
- 第23 議提第 5号 秋田県主要農作物種子条例の制定に関する意見書
- 第24 議提第 6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 第25 議員派遣の件
- 第26 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員数は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は須藤代表監査委員の出席をいただいております。

これから一般会計決算特別委員会及び一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時00分 休 憩

.....

一般会計決算特別委員会会議録

出席委員（17名）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛		

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	山田克浩	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	池田昭一
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	消防長	加藤十二

会計管理者 渋谷 憲 夫 総務課長 佐々木 俊 孝
総合政策課長 齋藤 稔 監査委員 須藤 金 悦

.....
午前10時01分 開 議

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） ただいま出席している委員は17名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計決算特別委員会の会議を開きます。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。6番齋藤進総務小委員長。

【総務小委員長（6番齋藤進君）登壇】

●総務小委員長（齋藤進君） 令和2年9月8日付託の下記事件につき、審査を終わったので報告いたします。

一般会計決算特別総務小委員長、齋藤進。

議案第68号令和元年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、全員の賛成で認定しております。

認定されました各所管の事件について、審査内容の主なものについて報告いたします。

議案第68号令和元年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定中、選挙管理委員会事務局の審査においては、投票方法や投票所のあり方について審査をいたしました。

平成25年度に投票所の再編が行われ、41カ所から11カ所になり、これ以上は減らされないと考えております。しかし、投票の利便性を考えると、投票がやりやすくなるように地区割について検討していかなければいけないとも考えております。また、投票所への足の確保についても、同様に費用対効果を考慮しながら、他市の状況等も考慮し模索している状況です。また、皆さんの声も聞きながら、改善できるものは改善していきたいという答弁でした。

次に、議案第68号中、会計課に関しては、有価証券や基金について審査をしております。

財政調整基金の県債1億円と、地域振興基金の有価証券10億円のそれぞれの利息を合わせると年間628万円となり、地域振興のための基金として積み立てているとの答弁でした。

続いて、議案第68号中、議会事務局に関しては、本会議録反訳業務及び会議中継配信システム委託料について審査を行いました。

会議中継配信後のアクセス数は、会議中継の生中継は2019年3月から配信していますが、多いときで200件、少ないときで10件弱となっています。直近の令和2年の議会については、いまだ確認はできていません。また、録画中継では、後から何度でも視聴できますが、多いときで300回、少ないときで10回未満との答弁でした。

続いて、議案第68号中、防災課に関しては、集会施設耐震補強並びに防災会議等について審査を

行いました。

地域防災計画に記載されている避難所については、市の施設のほかに自治会館も指定されています。自治会館の施設に関しては、耐震改修をするというのが補助要件になっています。また、耐震補助金交付要綱に集会施設の定義があり、地域住民の学習、健康増進及びリクレーションなどの地域活動のために使用し得る39平方メートル以上の広さを有する建築物ということでもあります。また、避難所の指定を受けていなければなりません。防災会議は2回開催されていますが、内容等につきましては、地域防災計画の修正に関することや、災害の警戒レベル導入等に関するることについて行ったという答弁でありました。

続いて、同じく議案第68号中、税務課に関しては、差し押さえ、固定資産税に関するの審査をいたしました。

差し押さえの中の年金については、月単位で計算いたしますが、10万円が個人での控除になります。それに住民税、所得税、社会保険料を控除、それと扶養がいる場合には1人当たり4万5,000円が控除額にプラスになり、その余った分の8割が差し押さえ可能額となります。また、にかほ市も空き家が450棟を超える状況ですが、そこにかかる固定資産税の課税状況については、建物が空き家かどうかに関係なく建物の所有者に対して行っているの、空き家の状況と固定資産税の課税状況についての関連づけについては分からないとの回答でした。

続いて、総務課に関しては、市職員の人事評価制度研修委託料について審査を行いました。

その中で、被評価者の研修についてや、逆にそのことがストレスを抱えることにならないかなどについて審査を行いました。まず、全職員が業績目標を設定し、その目標の立て方や期末における自己評価の仕方、面談を活用して自分の考えや取り組みをいかに上司に伝えるかなど、人事評価の自分の能力開発に生かすことを学ぶ内容となっています。ストレスチェックについては、仕事のこと以外を含めざっくばらんな話をしながら、職員のストレスや悩みの解消につながることを制度上の狙いのひとつとしているということの答弁でした。

続いて、総合政策課に関しては、旧上郷小学校利活用事業プロデュース委託についてです。

この事業の成果は、どのような形で何年後に出るかなどについて審査を行いました。関係人口を創出するというのが大きな目的です。観光客でもなく、移住者でもない。地域課題に地域住民と一緒にあって取り組んでいく人。今年度から3年計画で、地方創生推進交付金を活用して段階的に整備していくもので、その中で市や地域住民が困っていることを一緒に解決してくれる人を増やすということが大きな目標です。事業計画は3年計画ですが、3年度計画にしたのは、単年度事業の成果を見てしっかりと事業がこなせるかどうかを判断したいためで、2年目も引き続き手を挙げた場合には、1年目の成果と結果も審査の対象になります。そのようなことから単年度契約としたという答弁でありました。

最後に、まちづくり推進課に関してです。

コミュニティバスの運行等、多岐にわたり審議いたしましたが、コミュニティバス関連についての審査について報告いたします。

少子高齢化に伴う利用者の減少が進む中における年5,000万円を超える委託料と、今後の見通しに

ついて審査いたしました。令和元年度の利用者については、75歳以上の方の無料乗車制度の導入が功を奏したのか、象潟地域の小学校の統合によるスクールバス化によってコミュニティバスの利用者の大幅な減少の予測を覆し、微増しました。今後、利用者の動向を確認しながら、委託料は5,000万円をめどにしていきたいと考えています。ただし、来年度から新たに平沢線が増えることから、どの程度が限度になるのか、財政当局とも協議を重ねていきます。また、昨年度から小・中学生に無料パスを配付しましたが、利用者は少ないと推測されているようです。子ども1人で乗れない、他の小学校区には行けないなどの条件をもう一度再検討、土日についても、状況等も変化しているので再確認しながら検討していきたい。また、コミュニティバスの75歳以上の方は無料で乗車できることから、利用者の平等を考慮して、羽後交通小砂川線についても、来年1月1日をめどに無料化について準備を進めているとの答弁でありました。（___下線部分、発言訂正あり。訂正済み）

以上で、当委員会に付託されました所管の議案第68号令和元年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての審査の報告を終わります。（___下線部分、発言訂正あり。訂正済み）

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 暫時休憩。

午前10時14分 休 憩

午前10時15分 再 開

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 再開します。

●総務小委員長（齋藤進君） ただいまの答弁の字句を訂正します。

先ほど、まちづくり推進課の審査の中で「75歳以下」と述べてしまいましたが、「75歳以上」の誤りです。それと、最後に議案第68号「令和2年度」と申し上げましたが、「元年度」の誤りですので訂正をお願いいたします。（該当箇所訂正済み）

以上で、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 委員長の報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。13番佐々木春男教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（13番佐々木春男）登壇】

●教育民生小委員長（佐々木春男君） 去る9月8日、当小委員会に付託されました事件につき、所管の審査を終了していますので報告いたします。

当小委員会に付託されました議案第68号令和元年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

健康推進課関係では、自殺予防サロン活動は、象潟地区では24回、延べ人数67人、金浦地区では9回、延べ人数11人、仁賀保地区では21回、延べ人数394人参加となっております。自殺者数については、平成17年ピークで2桁でしたが、それ以降、様々な精神保健事業を通じて、平成29年3人、平成30年8人、令和元年は、公表数値ではないのですが、当課調べで2名となっております。様々な研究や統計によると、閉じこもりがちや人との交流が少ない方、自分の悩みを話せない方は追い詰められてという傾向があります。故に、こういった活動をたくさんの方が知ることができるように、また、自分の思っていることを話し、聞く、つなげるということがもっと推進できるよう、精神保健事業では行っていますということです。

緊急風疹抗体検査については、令和元年から令和3年まで3ヵ年の抗体検査事業です。令和元年は40歳から47歳の方に通知を発送し、受診勧奨を促しました。今年度は48歳から57歳の方に発送しております。令和3年に関しましては、40歳から57歳のうち未受診だった方に勧奨通知を出して、抗体検査並びに予防接種を促そうと考えております。国の抗体検査実施率の目標が6割となっておりますので、当市でも6割を目指し、3ヵ年で抗体検査を受けていただくよう勧奨していきたいと思っております。令和2年の4月から7月までの4ヵ月間で135名受けているので、令和元年よりは多く受けている状況です。

次に、子育て支援課関係では、病後児保育については、基本的には保育園に入っている子は誰でも利用できます。仁賀保地区でなくとも、金浦地区、象潟地区はもちろん、市外の方でも利用できる事業となっておりますということです。

児童虐待については、22件のうち、心理的虐待、ネグレクトがほとんどです。児童虐待防止法の改正により、市町村の役割が非常に大きくなっております。児童相談所で取り扱うものは、一時保護のような高度な対応が必要なものとなります。それ以外のものについては、地域の自治体の方がその家の状況が分かるし、その後のつながりもあるということで、市の対応になります。対応の仕方、警察や児童相談所もメンバーとなっている要保護対策地域協議会というものがあり、会議を開きながら対応していくという状況です。面前DVなどは、警察が介入するということもあり、子どもの前ではけんかしなくなる傾向はあるのかなと思うが、ネグレクトについては、保護者本人が養育放棄しているつもりはなく、継続的な指導・支援は続けているものの、改善がすぐに見られるケースはなかなかないという状況です。

次に、にこにこ子育て応援事業は、令和元年から始めた事業で、子どもが生まれたときにそのお子さんにかかる経費を最大1万円まで何でも補助するという事業です。申請期間は生まれてから1年間としており、紙おむつや粉ミルク、チャイルドシートの購入や子どものショートステイなど保育サービスの利用にかかった経費も該当としております。

福祉課関係では、生活保護の算定は、扶助の種類ごとに、これは支給する、これは支給しないというのではなく、一旦全てひとまとめにして必要な経費が幾らかかるかという計算をします。その中で、どういう人がいれば幾らという判断基準を積み上げ、収入の差し引きで不足する分を保護費として支給するというのが基本的な考え方ですということです。

長寿支援課では、介護認定調査員の賃金と介護認定調査委託料との違いは、介護の認定調査は、新規と認定の期限が切れて継続する場合に、新規については、様々なアセスメントと制度説明も必

要になるので市の職員と主に臨時職員が対応します。継続については、市の職員や臨時職員が行うこともあります。介護サービスを引き続き利用する更新が多いため、状況も確認しやすいことから委託しています。委託先としては、介護事業所にケアマネージャーの資格を有する方がおりますので、そちらに委託しています。先入観が入りやすくなるため、担当ケアマネージャーには調査を委託しないようにしております。

次に、老人福祉費の緊急通報装置とは、電話回線を利用しており、具合が悪くなった場合に押すと消防に通報され、消防が駆けつけて搬送という形になります。65歳以上の一人暮らし、もしくは二人暮らしの高齢者にも状況により設置しています。所得の高い方については、レンタル料が一部負担になる場合があります。

市民福祉部、包括支援センター関係では、介護予防事業を受けることによる成果については、事業全体の評価として、にかほ市の介護認定率は18.6%となっており、秋田県20%、由利本荘市約20%と比較して低い状況です。にかほ市は、多様かつ細やかに介護予防事業を展開し、約10年経過しています。成果の直接的な関係については、今後、広域と併せて検討することとしています。しかし、要介護認定のうち軽度とされる要支援1・2、要介護1・2の方々も近年減少傾向にあることから、介護予防事業の一つの成果と考えています。

認知症の早期発見の取り組みについては、認知症の早期発見のための手立てとして脳活ゲームがあります。集落サロン事業や老人クラブなどの地域の場に職員が出向き、細やかに周知しています。

「年に1回は脳活ゲーム」を合い言葉に、自身の状態を年1回確認する場として啓発しています。認知機能について注意が必要な方には、職員や在宅保健師が訪問し相談対応、認知機能低下予防教室や生活の中でできる取り組みの紹介などを行っています。

運転免許更新の際の対応については、警察と密に連携を図っています。認知症の疑いがあった方、更新の際にトラブルがあった方などの情報は、警察から地域包括支援センターに入り、職員が訪問対応します。その際、免許返納後の交通の手段の相談にも応じています。

認知症については、個人の認知症予防の取り組みのほか、地域の中で認知症の理解を深める施策として、認知症サポーター養成講座も行ってまいります。平成30年度から市内の小・中学校にも認知症サポーター養成講座を実施し、地域づくりを進めているということでもあります。

市民課関係では、人権擁護委員の活動内容については、人権擁護委員は法務大臣から委任されていまして、地域の人権啓発、人権相談、人権救済などの活動を行っています。直接人権相談を年に、仁賀保5回、金浦3回、象潟5回、計13回行っています。そのほか、人権擁護委員の方たちが常設している人権相談に輪番にあたる活動もしていますし、毎年1回、人権の花運動を行っており、去年は金浦小学校、今年は院内小学校で行っています。その運動にも参加していただいておりますが、今年にはコロナ禍のため、人権擁護委員の方には出席いただくが、学校だけで行っております。

教育総務課関係では、スクールバスの売却については、下取りではなく公売による売却です。最低価格は、スクールバスが当時の総務課のバスと同程度であったことから、その事例を参考に設定しています。最低価格は20万円としておりましたが、結果は78万1,990円となりました。公売の申し込みは2業者からありました。

それから、金浦小学校にはランチルームにエアコンがありません。1・2年生は教室でとっていますが、3年生から6年生はランチルームでとっています。1・2年生は教室が1階なので、そのまま教室へ運んで食べている状況です。金浦小学校の場合、配膳室の目の前が階段ですので、最短距離で2階へ運搬することができます。3年生からの教室での給食の課題解消を学校側とも協議していますということです。

学校教育課関係では、委託料の国際理解教育委託料については、にかほ市にはALTが3人おられますが、ALTのほかにもスローン・カールソンさんに事業を委託し、英語の授業の充実を図っています。今年度から小学校でも英語が必修科目となりました。象潟地域は小・中ともクラス数が多いため、ALTだけでは手が回りません。そのため、スローンさんに委託し、小学校に入ってもらっています。平沢小学校もクラス数が多いのですが、こちらは会計年度任用職員の外国語活動支援員を配置しています。どちらにも学習指導要領に沿った活動をしてもらっていますということです。

仁賀保勤労青少年ホームでは、13節委託料については、舞台関係はここ数年、点検業者は同じです。舞台に関しては、照明、つりもの、音響設備の三つの点検をしています。舞台照明は年2回、つりもの・音響は年1回の点検となっております。

図書館関係では、図書館の3館分の内訳は、こびあは1,363冊、仁賀保分館が842冊、象潟分館919冊、DVD23本です。ほかに、県の事業を使って読書パートナー事業を行いました。本が68冊、本棚二つ購入しております。毎年3館で3,000冊購入する計画を立てて対応しています。本が増えていきますし、いろいろな方の手に渡って借りられていくので、消耗、汚損は避けられません。そういう場合はリサイクルブックフェアを文化祭で実施しており、市民の皆様からも家庭で不要な本を集めて、図書館の本と一緒に市民にリサイクルとして本を引き取ってもらう事業を年に一度行っています。これまで文化祭と一緒にやっておりましたが、催し物へ参加している人たちから、ブックフェアで行けないという意見もありましたので、今年度は各館で期間を長めにとってリサイクルフェアを行うことを予定していて、いろいろな機会、形態での実施を検討しています。

次に、生涯学習課、金浦公民館、仁賀保公民館、象潟公民館関係では、イベント運営の補助金は、「日本海に響け！太鼓の祭典」は、自主財源がないため、100%となります。「秋田草刈唄全国大会inにかほ」は、参加料といった収入があるので、それを差し引いた額が補助となります。計画の段階で仮申請という形で補助金を出し、実績に合わせて精算をするという形です。

金浦公民館関係では、報償費にギャラリーの謝礼がありますが、毎月の入れ替えなので12団体になります。生涯学習のすすめ等で募集をしていますが、空きがあれば団体に依頼する場合があります。

滞納繰越分がゼロについては、電話なり通知なり催促しておりますが、回収にはつながっていません。最後に納入になったのが平成25年、その後、本人が県外に転出している関係で、そちらへ通知したり電話したり、途絶えないようにしている状況です。これは仁賀保公民館関係です。

象潟公民館関係では、賃金の諸作業賃金は、管理人でなく白寿大学の修了式の準備と後片付け作業に対する賃金です。

白瀬記念館関係では、歳入20款4項2目にある業者によるマスターキー紛失による賠償金に関連し

て、当該施設は丸い形状をしており、仕切りが各所にあるため、業者が仕切りを外して場所別の鍵を使用しなければならないということもありました。そうした作業の効率化を図るため、マスターキーを貸し出した経緯があります。通常、個別のキーがありますので、それで用を足し、非常時などのためマスターキーは保管する。それが鍵管理上、必要だと思えますという答弁でしたが、損害発生の原因は業者だったのですが、例えば入り口の鍵だけ渡していれば最小限で済んだわけで、全体を取り替えなければならない事態になったのは我々管理者にも責任があり、損害が大きくなったと考えました。損害額の2分の1とした理由としては、双方問題がある場合は協議によって決めるというものに従って、お互いに話し合っただけで協議書を締結しました。

議員からは、貸し出しはいけないとなっているのであれば、白瀬記念館にも責任があると思うが、明文化になっていないのに過失があるとしたのはどうなのか。鍵の管理については、業者との兼ね合い、職員の働き方などを含め、よく検討し、明文化すべきとの意見がありました。

文化財保護課関係では、池田修三氏に関する事業についての費用対効果について、費用対効果は明示できるものではありません。展示会を訪れたお客さんが喜んでくれたり、修三さんの作品を通して市のPRにつながっていることが成果と考えている。まちびと美術館のグッズ販売は道の駅で販売しているグッズを委託販売しているので、売り上げが市に入ることはありませんということでした。

フェライト子ども科学館関係では、大人、子ども用とも年間パスポートを発行しています。入館者の内訳は、夏休み等で期限を限定してのアンケートのデータでは、概算ではありますが、市外の方が8割です。夏休みなどの長期休みには県外から多く来館していただいております。科学館では、主にWRO事務局としてロボット教室を実施しています。小学校で勉強したのからレベルアップした内容で教室を実施する方針で考えています。小学校で基礎を学んで、科学館の教室でレベルアップしていく、そして中学、高校へとつなげていきたいと考えています。実際、WROも小学校で大会に参加した生徒が中学生になっても大会へ参加し、高校生になっても参加している生徒もいますので、一定の成果は出てきていると感じていますということでした。

以上、報告を終わります。

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。7番森鉄也産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（7番森鉄也君）登壇】

●産業建設小委員長（森鉄也君） 令和2年9月8日、当委員会に付託されました事件について、審査が終了しておりますので報告いたします。

議案第68号令和元年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、農林水産建設部、農業委員会、商工観光部に関する事項については、全員の賛成で認定と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

農林水産課関係です。

メガ団地等大規模園芸拠点事業補助対象者の小出ファームは、県事業であるこの事業に手を挙げた農業法人で、鳥海の白根ファームで実施している事業、サテライト部門として売り上げ3,000万円を目指すことで事業採択されたもので、畑地区の基盤整備をもとに、県、事業主体である小出ファームと協議を重ね、計画書を作成し、アスパラガス、ばれいしょ、タラの芽など作物全体で3,000万円を超える売り上げを目指すもので、また、関連事業の産地パワーアップ事業にも取り組み、パイプハウス8棟、令和2年度16棟の計24棟の2ヵ年計画で、国の事業としてはアスパラガスのみとのことです。補助率は、産地パワーアップ事業が国50、県15、市5の70%、県単のメガ団地事業が県50、市25の75%で、残りは自己負担となります。また、農業次世代人材投資事業交付金の給付を受けてるのは、昨年度まで11名で、年代は20歳から41歳とのことで、現在1名が新規就農のための未来農業のフロンティア育成研修を受けており、研修後、新規就農者となれば、この事業に該当することになります。

建設課関係です。

市道維持管理業務委託については、昨年から試験的に象潟幹線道路に導入しており、草刈りのほかに週2回の定期パトロールと月2回の夜間パトロールからなり、異常があれば相談・報告してもらい対応する形で、春と秋の草刈りがメインではあるが、緊急時の復旧作業や通常の補修作業も維持管理に含まれております。象潟の幹線道路以外及び金浦地域については短期雇用による草刈り、仁賀保地域は建設作業員が行っているとのことです。

地区要望ですが、達成率が50%で、予算も前年度規模で推移していることもあり半分程度の対応ではあるが、あくまで工事についてであって、それ以外の小規模な修繕等については、状況を判断し対応しており、実際の発生率とすればそれ以上にかんがりの要望に対応している状況にあるとのことです。

県単事業の南金浦地区の急傾斜地崩壊対策事業の経緯は、地区要望から県の指定急傾斜地でもあり対象となったもので、当初、平成30年までの3ヵ年の計画が、その後の調査等で新たな落石箇所が見つかり、令和2年度まで延び、今年で完了するもので、発端は地区要望から市が県に報告し事業化されたものであり、来年度は要望のあった小砂川清水場の擁壁部分について、実施に向けて県と協議をしているとのことです。

農業委員会関係です。

農業委員と農地利用最適化推進委員の活動としては、毎月の定例会、年三、四回の合同会議、毎年8月の農地パトロール、その他打ち合わせ会のほか、割り当てられた担当地区での農地の貸借や農地転用などの相談、現地確認など個々の活動などについて1年分を報告してもらい、それぞれの活動に応じた報酬を支給しているとのことであります。

商工政策課関係です。

第1回外国人技能実習生交流会について、本市在住の外国人技能実習生は42名で、うち中国人が8人、ベトナム人34人となっています。この事業は、急激な人数の拡大で戸惑いが大きかったベトナム

ム人を受け入れする企業からの声をもとに実施したもので、ベトナム人の日本語習熟度は、送り出し期間の研修で日本語ランクN4程度学んできてはいるが、余り役に立たないようで、意欲的な方は市の国際交流協会での日本語教室で学んでいるとのこと。令和2年度予算にベトナム語と日本語が堪能な専門人材を市に1人配置し、企業巡回や日本語教室、通訳など、予算措置はしましたが、コロナ禍で人材確保ができない状況にあるとのこと。

また、企業誘致のための派遣職員につきましても、県の企業立地事務所が東京にあることから、テレワークでの連絡や仕事が多くなっており、直接の企業訪問は相当自粛され、ネットワークでの情報交換が可能な企業とのやりとり以外、活動の量は少なくなっているとのことであります。

観光課関係です。

観光拠点センター使用料については、3種類の面積に応じて料金が算定され、税別で3万円、4万円、6万円で、光熱水費はテナントごとに5メートルの検針により料金を算定し納付してもらっているとのこと。

ふるさと宣伝大使は、市出身者に限定せず、本市とかかわりの深い方々にもお願いしており、任期は2年で、活動について特に義務的なことは課さず、にかほ市のPRのための名刺2種類と要望に応じてポスター等も送っているほか、宣伝大使との交流は年に1回、市長と観光課職員が東京に出向き情報交換会を開催しているとのこと。

モバイル用観光ホームページ制作では、鳥海山元滝伏流水、中島台、獅子ヶ鼻湿原、仁賀保高原、九十九島、ねむの丘観光拠点センターエリアに、QRコードを読むとアクセスできるモバイル用多言語観光サイトで市内24カ所に設置し、情報提供しています。読み込んだ場所や言語をカウントでき、マーケティングにも使用したいとのこと。また、インバウンドマーケット調査については、市の動画15本を台湾、アメリカ、イギリス、ドイツの市町村に放送し、好みを探る内容で、結果として台湾、イギリスの40から50代半ばの女性の反応がよいことが分かったことから、モバイル用観光ホームページとともにコロナ禍から回復次第、さらに活用やPRをしていきたいとのことであります。

スポーツ振興課、B&G海洋センター関係です。

屋内運動施設建設に係る補償費の内訳としては、倉庫的な小屋1棟に対する移転補償費が115万6,228円、アスパラガスの収入補償、移転移設補償が37万2,902円、入会権の消滅補償として飛自治会に用地取得費の9割ほどの114万6,960円とのことであります。また、第3の居場所設計委託料については、当初、B&Gの2階を改築する計画で設計を進めておりましたが、内容変更し、ほかの場所に建ててもいい平屋の計画に変えて設計を変更し、今後、建築したいとなったときに活用できる形の成果品に対する当初契約額から減額した委託料となっているとのこと。

以上で一般会計決算特別産業建設小委員会の報告を終わります。

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対す

る質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

議案第68号令和元年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第68号に対する討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第68号令和元年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての各小委員長の報告は、いずれも認定とするものでございます。各小委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第68号令和元年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これで一般会計決算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計決算特別委員会を閉会します。

午前10時52分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

令和 年 月 日

一般会計決算特別委員会
委員長

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（17名）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛		

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	山田克浩	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	池田昭一
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	消防長	加藤十二
会計管理者	渋谷憲夫	総務課長	佐々木俊孝
総合政策課長	齋藤稔	監査委員	須藤金悦

.....

午前11時04分 開 議

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） これより一般会計予算特別委員会を行います。

ただいま出席している委員は17名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会の会議を開きます。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。6番齋藤進総務小委員長。

【総務小委員長（6番齋藤進君）登壇】

●総務小委員長（齋藤進君） それでは、令和2年9月8日付託の下記事件について、審査を終わりますので報告いたします。

一般会計予算特別総務小委員長、齋藤進。

議案第76号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）については、全員の賛成で可決しております。

当委員会に付託されました各所管の事件の審査の内容について、主なものについて報告いたします。

所管する主な予算は、会計年度任用職員及び一般職員の給与の補正が主なものになっていますが、その中でそれ以外のものについて報告いたします。

初めに、議案第76号中、税務課に関する審査については、法人事業税交付金について審査を行いました。

法人市民税の法人税割の税率が9.7%から6%に引き下げられたことにより、減収分の補填措置として、県の法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付される制度で県から金額が示されるということです。

次に、総務課関係についてです。

象潟庁舎改修事業についてほか審査いたしました。

象潟庁舎改修事業の空調設備の状況については、現場踏査で説明を受けましたが、なぜこのような高額な事業を実施計画に載せなかったのかについては、実施計画の最終的調整は企画調整部総合政策課で行いますが、修繕関係の事業に関しては、計画の性質上、市民生活に直結する事業が優先され、載せないこともあると認識しています。しかし、今後は総合政策課と連携をとり、実施計画に掲載しない大規模事業については、きちんと説明をして御理解をいただくよう対応に努めますとの答弁でありました。

以上で当委員会に付託されました所管の議案第76号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についての審査の報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。13番佐々木春男教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●教育民生小委員長（佐々木春男君） 去る9月8日、当小委員会に付託されました事件につき、所管の審査を終了していますので報告いたします。

当小委員会に付託されました議案第76号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）については、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

健康推進課関係では、会計年度任用職員報酬の減額は、会計年度任用職員の退職によりシルバー人材センターの委託料への予算組み替えになりますということです。

子育て支援課関係では、国の補助金は概算払いのため、児童手当や保育園関係等も含め全て過年度精算となっておりますので、必ず毎年精算が発生している状況です。

福祉課関係では、民生委員活動費については、旧町単位で三つの協議会があり、その協議会に交付しています。協議会の中で民生委員の活動費の費用弁償などの必要経費に振り分けられ、支払われます。民生委員には報酬がありませんので、こちらで活動費を賄っているということになりますということです。

長寿支援関係では質疑ありませんでした。

市民課関係では質疑ありませんでした。

生活環境課関係では、環境プラザの障がい雇用について、作業自体は障がいの区分は特に考えていませんが、現在、心の障がいをお持ちの方も雇用しています。雇用ではないですが、就労支援ということで社会福祉協議会から紹介があって、障がい者でない方も作業体験という形で入っています。普通の製造の会社のように、いつまでやらなければならないというノルマ自体はなく、その人の能力に合わせた作業ができますので、予算的に確保できれば、他のところで仕事ができない、体だけの障がいではなく心の障がいをお持ちの方でも、気持ちがあれば働ける場所になるのではないかとということで総務課と協議していますということでした。

教育総務課関係では、スクールバスは4台ありますが、4台を一つの車庫で収納すると、建築面積の関係で防火対応にする必要があり、建築費用が割高になることから、2台用の車庫2棟を建設し、費用を抑えております。車庫の説明にしても、シャッターは手動のオーバースライド型、内部はタイヤ収納の棚だけのシンプルな設計となっており、建設経費を抑えております。隣には市バスの車庫がありますが、そちらは車庫前の前面スペースがコンクリートのたたきになっており、水路設備も設置され、洗車できるようになっておりますが、スクールバスの車庫はそうしたスペースはなく、車庫の前は道路に面する設計となっております。洗車については、スクールバスの委託業務に含まれ

ていますので、受託事業者が自社の場所で洗車しております。こうしたことによって建設工費を抑えた設計になっていますということでした。

学校教育関係では、電子黒板の購入に関しては、学校によって現有台数が異なり、既に使用もしております。金浦小学校ですと既に1台入っておりますが、移動が大変なので各階に1台ずつ設置したいと考えています。プロジェクターのように使用できますし、タッチパネルですので手で触れることもできます。玄関に置いて校舎の案内板として使うことも考えられます。また、今後、児童生徒1人にタブレット1台が入りますが、これとも連動して使ってもらえば、I o T機器需要が高まるのではないかと考え、導入することにしました。

仁賀保勤労青少年ホーム、図書館関係では、オンラインの設備でのコンサートや文化祭などの配信等は、プロの公演についてはプロの方を連れてきていただいての実施になると思いますが、市内の団体の音響・照明については、職員で対応いたします。職員で対応できないものについては、委託をお願いする予定です。仁賀保高校の技術協力には予算は発生いたしません。学校活動の一環として行っていただくものということです。

生涯学習課、仁賀保公民館、金浦公民館、象潟公民館関係では、成人式が再びホテルになろうとしているが、積算根拠はホテルから見積書もらったものです。時間や人数を伝えておき、コロナ対策も含めた金額となっています。公民館や体育館で行う話も出ましたが、音響やコロナ感染症対策を含め準備が大変であることや、ホテルでやる方が経済支援にもなるという意見もあり、ホテルでの開催としました。開催については、当市では現在、成人者を対象にアンケート調査をしておりますので、その結果を踏まえ、他市の動向も参考にして実行委員会や教育委員会等で協議していきたいということです。

白瀬南極探検隊記念館関係では質疑ありませんでした。

文化財保護課関係では質疑ありませんでした。

フェライト子ども科学館関係では質疑ありませんでした。

以上で一般会計予算特別小委員会の報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。7番森鉄也産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（7番森鉄也君）登壇】

●産業建設小委員長（森鉄也君） 令和2年9月8日、当委員会に付託されました事件につき、審査を終了しておりますので報告いたします。

議案第76号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）中、農林水産建設部、商工観光部、農業委員会に関する事項については、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

農林水産課関係では、防災重点ため池について、平成25年から26年にかけて一斉調査を実施し、市内ため池74カ所のうち12カ所を選定し、平成28年にハザードマップを作成しています。平成30年の西日本豪雨では、防災重点ため池が多数決壊したため、再度一斉点検が実施され、その際には要件の見直しも実施されたため、新たに51カ所が防災重点ため池として選定され、そのうち、決壊した場合の影響が大きい下流に人家があるなどのため池16カ所を選定してハザードマップを作成するものです。

建設課関係、今年度の除雪は、車道860路線の延長が320キロ、歩道52路線の延長が41キロを計画しており、業者への最低補償については、昨年度まで、融雪剤散布車及び歩道除雪については、1社当たり1シーズン30時間以内であれば出勤時間との差に対し委託料の2分の1を補償するとしておりましたが、車道除雪は補償がないため、雪が降らない年には相談もあり、令和元年度は県や市の市町村の動向として、いずれも考えていないとのことでしたが、県では次年度に検討するとのことから、県に準ずる形で、委託業者自社所有車両に限り1台ごとに除雪距離3段階に応じて補償時間を設定し、これら設定補償時間に満たない場合に、市道除雪使用割合に応じた最低補償を設ける形での案を3月頃に協会の方々の了解を得ており、最低補償を盛り込んだ形で契約予定で、今後は毎年調査し、現状に合った見直しも行うとしています。リース車両は全て市が契約し、業者に貸し出ししているもので、業者が保有している車両は年々減少し、リース車両が増加している状況にあり、自動車借上料も年々少しずつではあるが増額してきているとのことです。

商工政策課関係です。

移住定住対策住宅事業、移住支援住宅については、金浦地域の個人所有の空き家、木造瓦葺き平屋建て3LDK2棟を市が2年間借り上げ、お試し移住体験住宅及び移住者支援住宅として、移住希望者の用途に応じて転貸するもので、この事業は今後の施策の拡大や方向性を検証するモデル事業として実施するものであります。お試し移住体験住宅は、短期滞在用として移住を検討している県外居住者に、使用料1日1,000円、光熱水費込みで2泊3日以上、最長で6泊7日を上限に貸し出すもので、もう1棟は、移住者支援住宅として県外から移住する18歳以下の子どもをもつ子育て世帯が実際に生活しながら定住用住宅を探してもらうための長期滞在型住宅で、家賃は移住者家賃助成相当額1万円を減額した月額3万5,000円ですが、貸付期間は1年以上、最長で2年間です。市では、所有者からお試し住宅用一部家電家具つきを月額5万5,000円で、移住者支援用別途相談可ということですが、これを月額4万5,000円で借り上げる、今年度6ヵ月分を予算計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業の外国人技能実習生の生活応援事業は、本市に外国人登録されている42人全ての技能実習生について、新型コロナの影響で一時帰休を余儀なくされるなど収入減少が生じているため、本市での機能実習期間を充実したものとし、市民と変わらず近い環境で生活していただき調整を図るという立場で支援をしようという、にかほ市独自の考え、政策によるもので、生活支援として1人当たり10月から月5,000円分の商品券を3ヵ月間交付するものです。

観光課関係では、本年度の中山スキー場開設計画は、昨年同様12月末から2月末までの期間、26日間で、リフト料金5万円の収入を見込んでいます。昨年度の入り込み数ですが、955人で、26日間

の営業計画に対し、雪不足の影響から16日間の営業となっています。リフト料金、貸付料金など利用料の3年間の実績は、平成29年度約10万円、平成30年度約5万7,000円、令和元年度約4万7,000円と
のことでした。

スポーツ振興課、B&G海洋センター関係です。

屋内運動場備品の購入について、事務用備品は予算1,050万円で市内文房具店、スポーツ用品は予算450万円で市内及び由利本荘市内業者による入札を予定しております。残額が生じれば、市内電気店から家電も購入したいとのことでした。

以上で一般会計予算特別産業建設小委員会の報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

議案第76号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第76号に対する討論を終わります。

これから議案第76号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第76号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についての各小委員長の報告は可決です。議案第76号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第76号は各小委員長の報告のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前11時27分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

令和 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前11時35分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第64号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第20、議案第83号物品の取得について議案20件、日程第21、陳情第3号農産物種子条例の制定を求める意見書及び日程第22、陳情第4号秋田県主要農作物種子条例の制定をもとめる陳情書の陳情2件、計22件を一括議題とします。

これから各常任委員長並びに一般会計決算特別委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。6番齋藤進総務常任委員長。

【総務常任委員長（6番齋藤進君）登壇】

●総務常任委員長（齋藤進君） 去る令和2年9月8日付託の下記事件につき、審査が終了していますので報告いたします。

総務常任委員長、齋藤進。

議案第64号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第65号にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、いずれの議案も全員の賛成で可決しております。

それでは、各議案についての審査内容について御報告申し上げます。

初めに、議案第64号については、寒冷地手当についての支給状況、また支給内容、今回の条例制定のいきさつ等について審査をいたしました。

寒冷地手当は、従来から11月から3月の間支給されてきました。ただし、1時間当たりの給与額算定にはこれまで含めていなかったもので、今回の条例改正は、11月から3月までの時間外勤務手当等の計算において、1時間当たりの単価に今まで寒冷地手当を入れていなかったため、今回加えるというものです。この時間外勤務手当の計算に寒冷地手当を入れていないことが、労働基準監督署より労働法に抵触しているとして是正勧告がなされ、総務省が全国の地方公共団体に対してそのことについて情報を提供したことにより、この条例改正になったという答弁でありました。

続いて、議案第65号については、新型コロナウイルス感染症に防疫等業務手当の3,000円、また4,000円の特例についての規定、従事した日1日の解釈や、患者もしくはその疑いのある者の身体に接触またはこれらの者に長時間接して行う作業等についての審査をいたしました。

基本的には、コロナの疑いをもって緊急に対応した作業が対象と考えますが、ケース・バイ・ケースで判断せざるを得ないかと思っています。また、厚生労働省が示す濃厚接触者の基準があるので、そういったものを参考にしながら作業内容を勘案して判断していきたいと思っています。また、それらの線引きが大変難しいと考えておまして、接して行う作業の中でも長時間であるかどうかを一つの目安にすることとしていますが、その長時間であるかどうかも作業内容を勘案して個別に判

断することになりますので、接して行う作業という分類には、3,000円にも4,000円にもまたがるものであるととらえているという答弁でありました。

以上で総務常任委員会に付託されました議案第64号及び議案第65号についての審査の報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから総務常任委員長長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長長の報告を求めます。13番佐々木春男教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●教育民生常任委員長（佐々木春男君） 去る9月8日、当委員会に付託されました事件につき、審査を終了していますので報告いたします。

当委員会に付託されました議案第66号にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第69号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、議案第70号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について、議案第71号令和元年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について、議案第78号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について、議案第83号物品の取得については、それぞれ全員の賛成で可決・認定と決しております。（___下線部分、発言訂正あり。訂正済）

審査の内容を若干報告いたします。

議案第66号にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、子育て支援課関係ですが、今回の法改正により国で無償化したのは3歳児以上となっておりますので、3歳児未満については今までどおり保育料が発生し、保育料の中に主食費、副食費が含まれますが、にかほ市においては3歳未満児についても全てのお子さんが保育料無償となっておりますので、保護者の負担はないということでした。

議案第69号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定については、不納欠損については、滞納処分の執行停止が3年継続したもの、本人が死亡し相続人がいないもの、時効によるものなど、延べ84人、700万6,747円ですとのことでした。

次に、議案第70号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定については、診療所を1カ所に集約したときには、予約診療、カード決済など若い人が来やすい環境整備を検討しています。また、コミュニティバスの運行時間を診療所に通院しやすいような時間に変更するため、まちづくり推進課と話をしているとのことでした。

議案第71号令和元年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、保険料の決定通知、納付書を発行して納まらなかった場合、督促通知を発送し、それでも反応がない場合は電話で連絡して、未納分がありますと連絡します。担税力がなく、納めることができない方には、

分納についての相談をするなど、次の段階に進むようにしています。転出された場合においても、文書での催告を行うとか、連絡先や携帯電話の番号が分かっている場合には、電話での催告を続けます。連絡がつかない場合は、実態調査ということで転出先の市町村に現在の状況について調査を依頼するなどして、現在の所在地を確認するようにしています。

議案第77号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）については、質疑ありませんでした。

議案第78号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）については、自動血球計数CRP測定装置は、白血球数、赤血球数、ヘモグロビン濃度、ヘマトクリット、血小板等、血液の血球数を測定することができます。CRPは、C反応性蛋白、炎症反応を調べることで、これは血清で調べることができます。本来であれば二つの機械が必要ですが、これは一本の採血で血球とCRPを調べることができる機械です。炎症反応で、患者さんをこの場で救急に送ったらいいのかどうかという判断に迷ったときには、大変重宝しますとのことでした。

議案第83号物品の取得については、1,626台という数字は児童生徒分ですが、令和元年5月1日現在の在籍数で要望せよとの通達が文部科学省からあり、それに従っています。タブレットをうちに忘れるなどしても、現在の児童生徒数は1,554人のため、対応可能です。授業で使わない時間帯で保管庫に入れて充電し、それを持っていくことを考えており、なるべく家庭での負担が生じない使い方を検討していきたいと思っています。長期休業中は、学校にあるコンセントを持たせて家庭で充電し使うこととなります。附属品の購入の必要はありません。子どもたちが意図せず破損してしまうケースは十分考えられますが、これにはタブレットにカバーをつけて、落としても大丈夫な状態にしておきたいと考えております。それでも壊れてしまったときには、代替機を使用していきたいと思っています。導入直後、家に持って帰させるのは難しいと考えております。タブレットの使い方を習得するとともに、家庭でのルールを確立させながら進めていかなければならないと考えておりますということでした。

以上をもって教育民生常任委員会の報告を終わります。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午前11時51分 休 憩

午前11時51分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

【教育民生常任委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●教育民生常任委員長（佐々木春男君） 当委員会に付託されました——大変失礼いたしました。

議案第69号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について及び議案第70号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について、議案第71号令和元年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については先ほど「可決」

と申し上げたようですが、「認定」に訂正して、この3号につきましては「認定」に訂正いたします。

(該当箇所訂正済み)

●議長（佐藤元君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。7番森鉄也産業建設常任委員長。

暫時休憩します。

午前11時53分 休 憩

午前11時55分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

【産業建設常任委員長（7番森鉄也君）登壇】

●産業建設常任委員長（森鉄也君） 9月8日、当委員会に付託されました事件について、審査を終了しておりますので報告いたします。

当委員会に付託されました議案第67号市道路線の認定については、全員の賛成で可決と決しております。議案第72号令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第74号令和元年度にかほ市ガス事業会計決算認定について、議案第75号令和元年度にかほ市水道事業会計決算認定については、いずれも全員の賛成で認定と決しております。次に、議案第79号令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第80号令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第81号令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計補正予算（第1号）について、議案第82号令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）については、全員の賛成で可決と決しております。陳情につきましては、継続審査となっていました陳情第3号農産物種子条例の制定を求める意見書並びに陳情第4号秋田県主要農作物種子条例の制定をもとめる陳情書については、いずれも全員の賛成により採択と決しました。

審査の内容を若干御報告いたします。

議案第67号市道路線の認定については、風力発電事業者が風車建設のため市道グミノ木森1号線を含め舗装整備した道路で、終点部分は見晴らしもよく、さらに約2500年前の鳥海山の山体崩壊の跡を観察でき、観光面、ジオパークの面からも大きな価値があるとして、市と事業者が協議し、事業者側の地域貢献の一環で観光スポット、ジオサイトとして展望台を整備したもので、多くの一般交通の乗り入れも想定されるため市道として維持管理するのが適当であるとのことから、既設の市道グミノ木森1号線と接する部分から今回新規に市道として認定するもので、今回補正予算で計上して

いる区画線の設置のほか、注意喚起の看板、案内看板などの設置も検討したいとのことで、議決後すぐに告示を行い、供用開始する予定です。

議案第72号令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、公共下水道のメイン整備としては、今年度の下浜山地区で全体計画は一旦終了となります。また、下水道事業の公営企業化については、総務省の要請で令和6年度までとなっており、それまでを目標として令和元年度までに資産評価調査作業を終えています。公営企業化の目的は、水道事業のように経営の健全化と経営責任を明確にすることであり、現在のように一般会計からの繰入金に頼ることなく、適正な下水道料金をもって運営することが必要であるとしています。

議案第73号令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、公共下水道との接続の具体的な予定について、現在、杉山地区を公共下水道に接続する設計を終え、随時計画を進め、令和14年度で完了予定としております。上浜中央地区と釜ヶ台冬師地区は、接続せず、現状どおりとしています。

なお、接続にあたっては、公共下水道と料金を統一する必要があるが、時期も含め、統一方法等については現時点ではまだ未定となっており、今後、下水道事業の経営面を考慮しつつ検討を行い、早めに関係地域の住民への説明を進める必要があるとのことをございます。

議案第74号令和元年度にかほ市ガス事業会計決算認定について、ガス事業譲渡に伴い、企業債の未償還残高を繰上償還することになりますが、令和2年度ガス事業清算特別会計において実施するもので、未償還残高分と償還日に対する利息とともに、未償還残高において将来発生する見込みとなっている利息相当額分を補償金として借入先に支払う形になるとのことです。

議案第75号令和元年度にかほ市水道事業会計決算認定について、前年度と比べて経常利益が半減していることについて、人口減少に伴い、給水人口が減少しているため、今後の給水収益の確保が難しくなると予想していますが、現段階ですぐに料金改定をしなければならない状況ではないと考えているとのことでした。

また、プレステージ・インターナショナルの新事務所が建設された場合の収入としては、小学校等の水道使用料程度の月30万円ほどの収入と予想しているとのことです。

石綿セメント管の更新が令和2年度で計画終了となるが、今後、埋没後40年を過ぎたビニール管の漏水も多く発生してきており、引き続きこれらの更新も必要とのことです。

議案第79号令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、汚水ポンプの耐用年数は15年で、今回の件は今年14年目となるもので、定期点検で絶縁抵抗値の低下が確認され、漏電が発生しているため、通常3台での交互運転を当面2台で稼働させ、分解整備を行うものございます。

議案第80号令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、日沿道施工に伴う下水道管の敷設替え工事設計及び仮設切り回し工事のためのもので、国土交通省からの支障物件移転補償費866万8,000円を計上しております。

なお、今後の管工事、本工事分の補償額等については、高速道工事の進捗状況次第で、現時点では不確定とのことでもあります。

議案第81号令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計補正予算（第1号）について、本議案に対する委員からの質疑はございませんでした。

議案第82号令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について、ハンディターミナルは、検針員が水道メーターを検針するための客情報が入っているパソコンのようなもので、全部で27台あり、更新が必要な11台について、当初で5台分、今回6台分を補正するものです。基本的には上下水道課内で保管し、検針期間中は各検針員に渡し、保管管理してもらい、終了後に上下水道課に返却され、保管される形となっているとのことです。

次に、継続審査としていました陳情第3号農産物種子条例の制定を求める意見書について、去る8月4日、JA秋田しんせい農業協同組合本店において、当委員会全員と小松代表理事組合長、佐藤代表理事専務、村上営農生活部次長の出席のもと、提出者から意見書提出の趣旨や他県の状況、県内の状況などの説明を受けながら、閉会中における審査を行いました。審査の過程で、多くの委員から、種子法廃止を補完・担保するための県条例制定の動きが全国的に広がってきていることから、農業県として、また農業を守る観点から、財政措置など担保される公的関与は必要かつ重要であるとの意見が多く出され、採決の結果、全員賛成で採択と決しました。

陳情第4号秋田県主要農作物種子条例の制定をもとめる陳情書については、ただいまの陳情第3号と同様の趣旨であるとして、採決の結果、全員の賛成で採択と決しております。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午後0時04分 休 憩

午後0時05分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

昼食のため、暫時休憩します。再開を1時10分といたします。

午後0時06分 休 憩

午後1時08分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員長の報告の前に、森産業建設常任委員長から、さきの報告書に、継続審査中だった

陳情第3号についての報告書では、「農産物種子条例の制定を求める陳情書」となっていますが、誤りですので、正しくは「農産物種子条例の制定を求める意見書」でしたので訂正の申し出を報告いたします。皆さんのお手元の報告書の写しを改めて訂正を願います。

次に、一般会計決算特別委員長の報告を求めます。3番小川正文一般会計決算特別委員長。

【一般会計決算特別委員長（3番小川正文君）登壇】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 去る9月8日、一般会計決算特別委員会に付託の下記の事件につきまして、審査が終わっておりますので報告をいたします。

議案第68号令和元年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、全員の賛成により認定と決しております。以上です。

●議長（佐藤元君） これから一般会計決算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで一般会計決算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。3番小川正文一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（3番小川正文君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 去る9月8日に一般会計予算特別委員会に付託の下記の事件につきまして、審査が終了しておりますので報告をいたします。

議案第76号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について、全員の賛成により可決と決しております。以上です。

●議長（佐藤元君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第64号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第64号の討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第65号の討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第66号の討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号市道路線の認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第67号の討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号令和元年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第68号の討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第68号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第69号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定につ

いての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第69号の討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第70号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第70号の討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第71号令和元年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第71号の討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第72号令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第72号の討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第73号令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討

論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第73号の討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第74号令和元年度にかほ市ガス事業会計決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第74号の討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第75号令和元年度にかほ市水道事業会計決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第75号の討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第76号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第76号の討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）につ

いての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第77号の討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第78号の討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第78号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第79号の討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第79号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第80号の討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第80号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計補正予算（第1号）についての討論を

省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第81号の討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第81号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第82号の討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第82号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号物品の取得についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第83号の討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第3号農産物種子条例の制定を求める意見書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第3号の討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第3号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号秋田県主要農作物種子条例の制定をもとめる陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第4号の討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第4号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第23、議提第5号秋田県主要農作物種子条例の制定に関する意見書を議題とします。

議提第5号について7番森鉄也議員の説明を求めます。森鉄也議員。

【7番（森鉄也君）登壇】

●7番（森鉄也君） 議提第5号秋田県主要農作物種子条例の制定に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年9月18日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員森鉄也。

賛成者、同じく佐藤直哉、同じく宮崎信一、同じく佐藤治一、同じく佐々木敏春、同じく菊地衛。

秋田県主要農作物種子条例の制定に関する意見書（案）については、別紙のとおりでございますが、内容につきましては、先ほど私が報告した内容と同じですので後で御一読いただきたいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

秋田県にかほ市議会。秋田県知事あて。知事様。以上です。

●議長（佐藤元君） これから議提第5号秋田県主要農作物種子条例の制定に関する意見書についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第5号についての質疑を終わります。

これから議提第5号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第5号の討論を終わります。

次に、議提第5号秋田県主要農作物種子条例の制定に関する意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議提第6号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

議提第6号について15番伊藤竹文議員の説明を求めます。15番伊藤竹文議員。

【15番（伊藤竹文君）登壇】

●15番（伊藤竹文） 議提第6号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和2年9月18日提出。

にかほ市議会議長殿。

提出者、伊藤竹文。

同じく、にかほ市議会議員、佐藤治一、同じく齋藤光春、同じく宮崎信一、同じく佐々木春男、同じく佐々木敏春、同じく佐藤文昭でございます。

次のページに意見書の案が記載されております。御一読いただきたいと思います。

意見書の提出先につきましては、衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、以上のとおりでございます。

●議長（佐藤元君） これから議提第6号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第6号についての質疑を終わります。

これから議提第6号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第6号の討論を終わります。

次に、議提第6号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、派遣の日程等に変更が生じた場合は、議長に一任していただくことにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第26、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その

条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第6回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後1時41分 閉 会
